

# こども医療費支給制度のご案内

問／子育て支援課  
内2642・2645・2647  
☎463-2834



こども医療費支給制度は、お子さんが健康保険の適用となる医療を受けた場合に、医療費の全額または一部を支給するものです。

医療を受けてから一定期間が経過すると、医療費の申請ができなくなります。受給資格有効期限内の領収書等をお持ちで、市への申請がお済みでない場合は、早めに手続きしてください。

## 対象者

市内に住所を有する中学3年生までのお子さんで  
国民健康保険または社会保険の加入者

※ほかの医療制度等（生活保護、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費等）を受給の場合は、そちらが優先されます。

## 対象医療費

①未就学児・小学生…入院費および通院費

②中学生……………入院費のみ

※いずれも健康保険が適用となる医療費が対象となります。

## 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度とこども医療費

公立保育園、小・中学校（以下「各施設」といいます。）の管理下での負傷、傷病によって通院・入院し、初診から治癒までの自己負担額が1500円以上ある場合

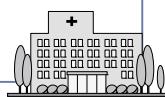


各施設で加入の「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」が適用されます。「こども医療費」は申請しないようお願いします。医療機関を受診する際、その旨を申し出てください。なお、手続きの詳細については、各施設の担当者へご相談ください。

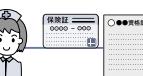
## 医療費の支給方法

### ①現物給付

朝霞地区4市（朝霞、和光、新座、志木）の医療機関へ通院する場合



窓口での支払いは不要（※現物給付）です。受診の際には、お子さんの健康保険証、こども医療費受給資格証を、医療機関で提示してください。



### ②償還払い

そのほかの地域で通院する場合や入院した場合



窓口での支払いが必要です。後日市への申請により医療費を支給（償還払い）します。  
※1か月の間でひとつの医療機関での自己負担額が2万1千円を超える場合は、その月の医療費は全額償還払いとなります。

## 高額療養費の確認

お子さんの医療費（健康保険適用のもの）が1か月の間にひとつ以上の医療機関で2万1千円を超える場合

同月内にお子さんと同保険に加入のご家族の方で、同様の額以上の医療費の有無を確認のうえ、高額療養費等を計算します。該当する方がいる場合は、その方の領収書のコピー等を提出してください。

## 受給資格登録手続き

### ●未就学児・小学生

- 申請者：お子さんの主たる生計の維持者
- 用意するもの：お子さんの加入している健康保険証（予定でも可）、お子さんの生計維持者名義の金融機関預金通帳（内容の分かるものでも可）
- 申請場所：子育て支援課、総合窓口課、内閣木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所  
※郵送での手続きも可能です。  
　　あて先 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1  
　　朝霞市役所 子育て支援課子育て支援係
- 受給資格証：登録後、「こども医療費受給資格証」を郵送で交付します。

### ●中学生

入院費のみが対象です。  
お子さんが万一入院した場合は、いったん医療費を窓口で支払いの後、市へこども医療費の受給資格登録手続きをしてください。手続方法は未就学児・小学生と同じです。



事前に登録する必要はありませんが、入院により医療費を負担された際は、忘れずに受給資格登録手続きと医療費の申請を行ってください。

手続き等の詳細については、市ホームページからご覧になれます。また、申請書類もダウンロードすることができます。